

障害者差別解消法に係る大田区の取組について

基本方針

- 1 障がいのある人が安心して行政サービスを受けられるようにする。
- 2 障がいのある人に対し、区職員が適切に対応できるようにする。
- 3 障がい者差別の解消に向けて、大田区全体で取り組んでいく。

基本的な方向性

- 障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、必要な合理的配慮が提供できるように、法の趣旨、障がい特性に応じて必要な対応等について、庁内への周知と職員への徹底を図る。
- 障がいのある人もない人も共に生きる大田区を実現するため、ユニバーサルデザインのまちづくりをはじめとした環境の整備、啓発活動などの取組をこれまで以上に推進する。

1 検討体制

- 両副区長を本部長、副本部長とする「大田区障害者差別解消推進本部」を設置。
- 本部に課長級の検討会議、係長級の作業部会を設置。



2 これまでの主な取組の概要

■対応要領の策定

- 法に基づき区職員が適切に対応するために必要な事項を定める。
- 策定に当たり、障がい者団体等及び自立支援協議会へのアンケート調査、パブリックコメント（平成27年12月11日～平成28年1月4日）を実施。

■相談体制の整備

- 障害福祉課、地域福祉課、障がい者総合サポートセンターを区の相談窓口とする。

■職員への研修・啓発

- 全ての職員に対し、必要な研修を継続的に実施していく。

■環境の整備

- 施設のバリアフリー化、情報アクセシビリティの向上等、必要な取組を進めていく。
- これまでの取組を整理し、新たな取組も含め、それぞれ見直しと充実を図っていく。

■区民・事業者等への啓発活動

- 聴覚障害者理解啓発講座、障害者権利条約に関する学習会など。

3 今年度の主な取組

■職員への研修・啓発

- 全ての職員に対し、必要な研修を継続的に実施していく（平成28年12月1日実施。大田区障がい者施策推進会議会長による講義及び委員等による講話。）
- 庁内ネットワークに向けて必要な情報を発信し、共有する。

■区民・事業者等への啓発活動

- パンフレットを作成し、配布を通じて啓発を図る。
- 障害者差別解消法研修を実施（平成28年11月14日実施。）。

■環境の整備

- 区オリジナル筆談ボードを各窓口へ配布。あわせて、各窓口で「わかりやすい事業案内シート」を作成し、円滑なコミュニケーションの確保に取り組む。

■大田区障がい者差別解消支援地域協議会

- 地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組効果的かつ円滑に行うネットワークを構築していく。